

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織及び配備動員計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章の「第1節 組織及び配備動員計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第2節 気象警報等の伝達計画

1 水防法に定める警報等

(1) 代替警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の注・警報は次に定める注・警報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

被代替注・警報		代替注・警報
水防活動用	気象注意報	大雨注意報
〃	気象警報	大雨警報
〃	津波注意報	津波注意報
〃	津波警報	津波警報
〃	高潮注意報	高潮注意報
〃	高潮警報	高潮警報
〃	洪水注意報	洪水注意報
〃	洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において水防法に基づき発するものをいう。

2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や村民等への避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるように支援すること、また、村民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(1) 作成・発表機関

気象業務法、災害対策基本法により沖縄県と気象台が共同で作成・発表する。

(2) 発表対象地域

市町村を最小発表単位とし、現在、土砂災害のおそれがないとみなされている伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村及び北大東村を除く県内全ての市町村を発表対象とする。

(3) 発表基準

警戒発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県と気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

(4) 解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、県と気象台が協議の上、警戒を解除できるものとする。

(5) 村の対応

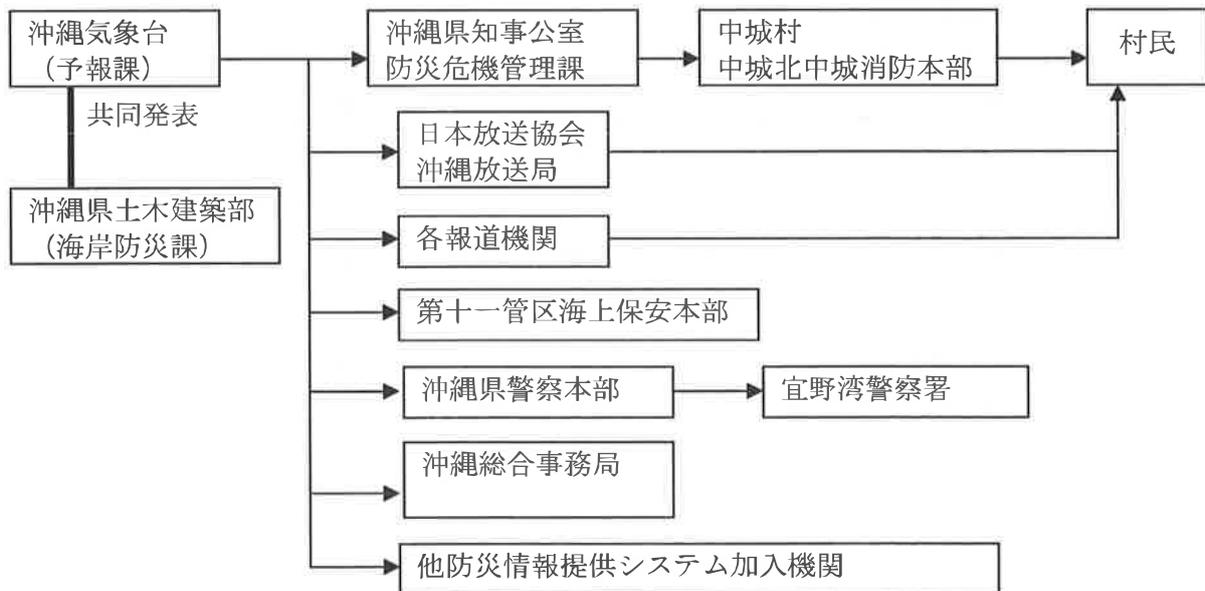
本村を対象として、土砂災害警戒情報が発令された場合は、本章第2節 組織及び配備動員計画による災害対策準備体制をとるものとする。また、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況を合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

(6) 土砂災害情報の利用にあたっての留意点

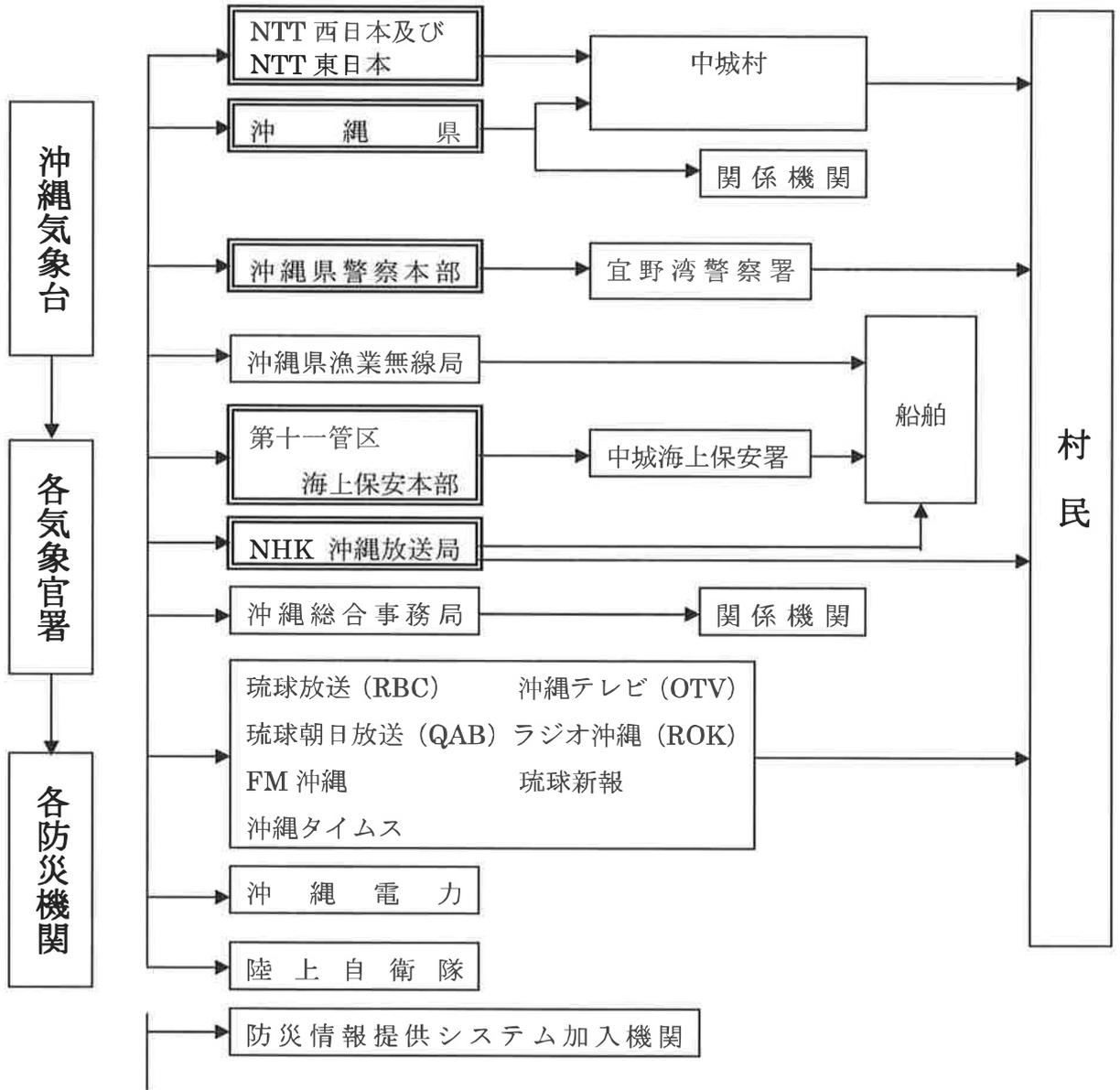
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判断しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなどの表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意すること。

土砂災害警戒情報の伝達系統図

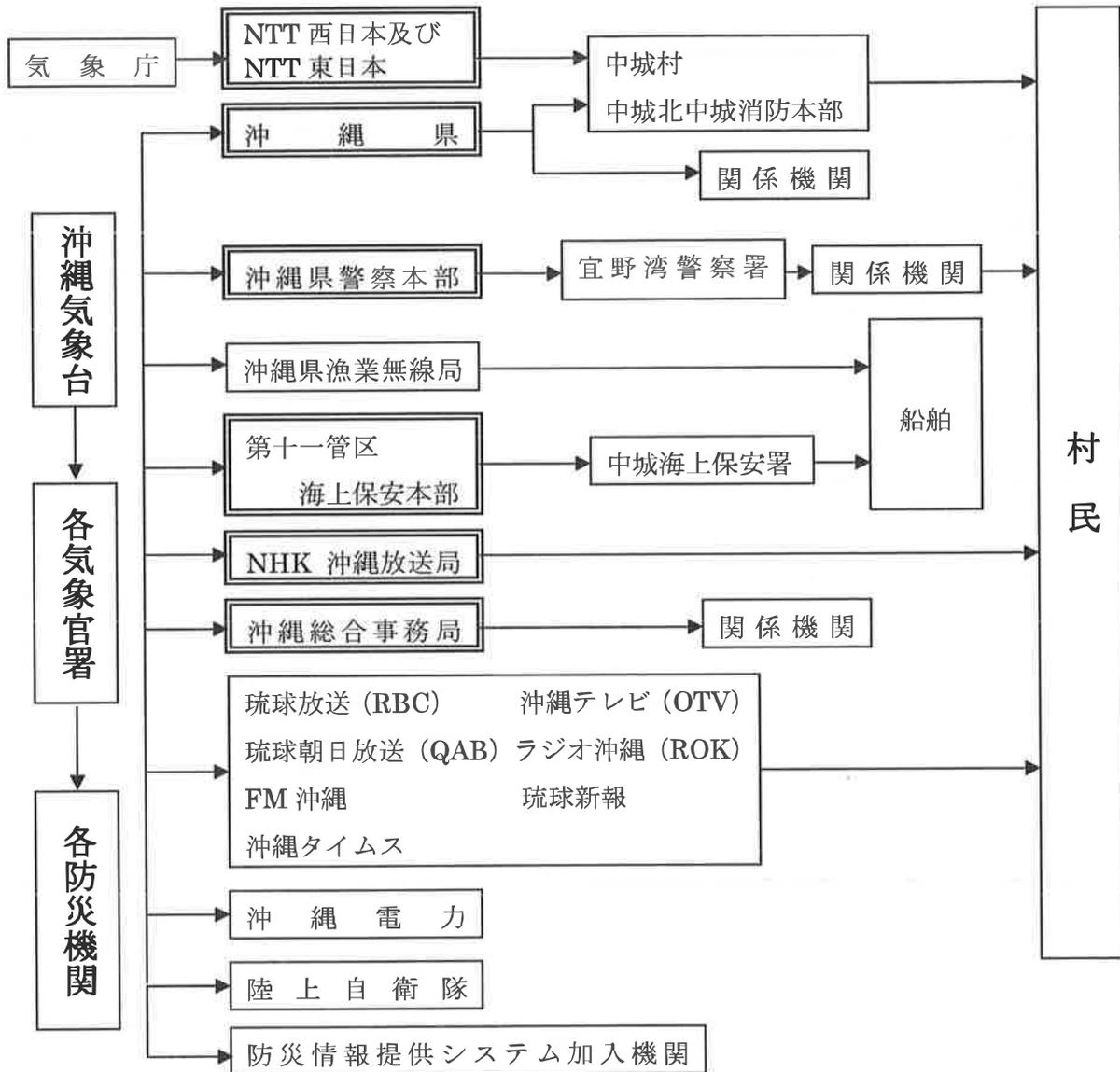


気象警報等の伝達系統図



※二重枠内の機関は、気象業務法第 15 条等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下系統は同様とする）

地震情報及び津波警報等の伝達系統図



※ 近地の地震津波に対する自衛措置

気象庁及び沖縄気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から避難するよう勧告・指示するものとする。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒態勢をとるものとする。

3 警報等の伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は、総務対策班長において受理し、迅速、確実な収集を行うものとする。
- (2) (1)により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、直ちに村長（本部長）に報告するものとする。
- (3) 村から村民に伝達する場合、次の事項について文書をもって記録するものとする。
 - ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者職氏名
 - オ その他必要な事項
- (4) なお、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報についてラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

(5) 警報・注意報

雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

警報・注意報の概要

種 類	概 要
警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類	概要
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障がいなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

(6) 沖縄県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(7) 土砂災害警戒情報

沖縄県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、村長が避難勧告等を発令する際の判断や村民の自主避難の参考となるよう中城村に発表する。

(8) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

4 異常現象発見時の処置

気象、水象、地象に関し、災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害の発生を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次のとおり通報しなければならない。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに村又は警察署若しくは海上保安署等に通報するものとする。

(2) 警察署、海上保安署等の通報

通報を受けた警察署又は海上保安署等は、直ちに村及び上部機関に通報するものとする。

(3) 村長の通報

(1)(2)により通報を受けた村長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、村民に対し周知徹底を図るものとする。

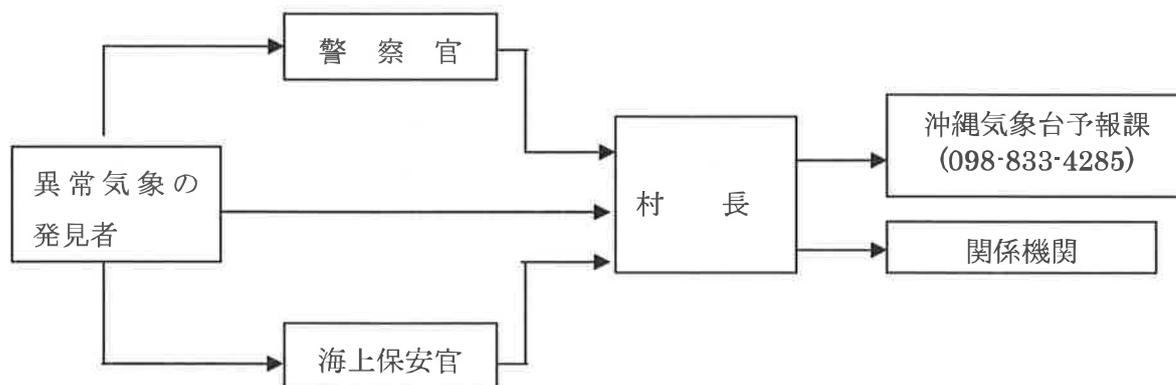
(4) 通報を要する異常現象

ア 気象関係 強い突風、竜巻、激しい雷雨等著しく異常な現象

イ 水象関係 異常な潮位、波浪

ウ 地震関係 数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震地割れ、亀裂、落石等

(5) 通報系統図



●気象庁震度階級関連解説表について

■震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。またそれぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7強	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により 2 つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、**建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向**があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れて遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
高速道路等の規制	震度4程度以上の揺れがあった場合には、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で・ガス・水道・電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート構造物に比べ地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなさと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の損壊	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章の「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第2章の「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。
- イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章の「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (ア) 用語の解説、情報の取得先、村民等のとるべき措置
- (イ) 台風・気象情報
- (ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (エ) 警報
- (オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (ク) 公共交通機関の運行状況
- (ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (コ) 避難情報（準備情報）

イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (イ) 医療機関の状況
- (ウ) 感染症対策活動の実施状況
- (エ) 食料、生活必需品の供給予定
- (オ) 災害相談窓口の設置状況
- (カ) その他村民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章の「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第7節 相互応援協力計画

大規模災害発生時において本村単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章の「第7節 相互応援協力計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて行う。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第2章 第8節の「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第2章 第8節の「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第2章 第8節 第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令

避難勧告・指示等の運用については、地震・津波編 第2章 第8節 第1款の「2 避難勧告等の伝達」のとおりとする。

村は、村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の村民及び災害時要援護者関連施設の管理者等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により村民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	村民に求める行動	判断基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 はん濫危険水位を超えるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域】 土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 はん濫注意水位を超えるとき

(3) 警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティ FM 放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、村民等の積極的な避難を喚起するように努める。

3 避難場所

避難先は、村風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

4 避難誘導

(1) 村民等の避難誘導

村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、災害時要援護者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第9節 災害時要援護者対策計画

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第9節 災害時要援護者対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 10 節 消防計画

災害時における消防活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 10 節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 1 節 救出計画

災害時における救出活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 11 節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 2 節 医療及び助産計画

災害時における医療救護は、地震・津波編 第 2 章の「第 12 節 医療及び助産計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 3 節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第 2 章の「第 13 節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況などを把握するとともに、通行の禁止または制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木などの被害状況を確認し、村に伝達する。

第 1 4 節 公安・治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 14 節 公安・治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 15 節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第 2 章の「第 15 節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 16 節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第 2 章の「第 16 節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 17 節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、地震・津波編 第 2 章の「第 17 節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 18 節 生活必需品物資の供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第 2 章の「第 18 節 生活必需品物資の供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 19 節 感染症対策計画

災害時における被災地の感染症対策は、地震・津波編 第 2 章の「第 19 節 感染症対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 20 節 清掃計画

災害時におけるごみの収集及びし尿の収集処理は、地震・津波編 第 2 章の「第 20 節 清掃計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 1 節 行方不明者の捜索、死体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第 2 章の「第 21 節 行方不明者の捜索、死体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 2 節 障害物の除去計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去は、地震・津波編 第 2 章の「第 22 節 障害物の除去計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 7 月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第 2 3 節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第 2 章の「第 23 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 4 節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第 2 章の「第 24 節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 5 節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、地震・津波編 第 2 章の「第 25 節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第 2 6 節 海上災害応急対策計画

この計画は、海上における船舶等の事故、台風等による大規模な被害あるいは危険物の流出によって災害が発生し又は発生するおそれがある場合、関係機関が緊密な連携を保ちながら相互協力体制のもとに、船舶、人命等の救助、海上安全の確保、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るためのものである。

1 災害対策連絡調整本部の設置

災害活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、調整本部と県災害対策本部及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。また、関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期は、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部もしくは流出油災害対策本部が設置されたときとする。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第 15 旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察本部
- (8) 中城村総務課、中城北中城消防本部
- (9) 日本赤十字沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 海上災害防止センター
- (12) その他関係機関及び団体

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想されるとき

- ① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）
- ② 船舶交通のふくそう状況
- ③ 船だまり等の対応状況
- ④ 被害等が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
- ⑤ 港湾等における避難者の状況
- ⑥ 関係機関等の対応状況
- ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

- ① 海上及び沿岸部における被害状況
- ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ⑤ 水路、航路標識の異常の有無
- ⑥ 港湾等における避難者の状況
- ⑦ 関係機関の対応状況
- ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 救助・救急活動等にあたっては、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階（避難期）

- ① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医療品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（輸送機能確保期）

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（応急復旧期）

- ① 上記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする、

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当らせる。

ウ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価をふまえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらのものに対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。

オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置等船舶の航行制限を行う。

カ 危険物の防除作業にあたっては、ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没船、その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

エ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

5 村の対応

(1) 中城村及び中城北中城消防本部の実施事項

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施

エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

オ 沿岸及び地先海面の警戒

カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

キ 消火作業及び延焼防止作業

ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

ケ 防除資機材及び消火資機材の整備

コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導

サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

7 その他

- (1) 各機関は、機会あるごとに海上防災思想の普及に努める。
- (2) 各機関は、海汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努める。

第 2 7 節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第 2 章の「第 26 節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第 28 節 民間団体協力計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第 2 章の「第 27 節 民間団体協力計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第29節 ボランティア協力受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章の「第28節 ボランティア協力受入計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第30節 公共土木等施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第29節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第31節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第30節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 2 節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第31節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。



第33節 道路事故災害応急対策計画

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第2章 第1節 組織及び配備動員計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施

する。

第34節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び村民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 村の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

